

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されました

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	誕生日が 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子さん
令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	誕生日が 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれのお子さん

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：土浦市役所 障害福祉課

TEL: 029-826-1111 内線2470